第３５回（令和５年度第１回）熊谷市入札適正化委員会

１　開催日時　　令和５年８月１日（火）午前９時５５分開会

２　開催場所　　熊谷市役所議会棟　第１委員会室

３　出席者

委員

田尻委員長、木村委員長職務代理、石井委員、貝沼委員、三澤委員

事務局

総務部	本多部長
契約課	高橋課長、岡副課長、杉山主幹、関塚主査、植原主査、
上下水道部	武田部長
経営課	小暮課長、榛葉主査、茂木主任

抽出案件主管課

市民課	原口課長、滝沢主幹
公園緑地課	石原課長、杉浦主幹
土地区画整理事務所	増田所長、金澤主任
道路課	大崎課長、中澤主幹
維持課	北岡課長、金子副課長
営繕課	大場課長、青木副課長、奥﨑主任、中野技師、正木技師
教育総務課	長谷川課長、深作主査
水道課	田中課長
下水道課	新井課長、茂木主幹

４　議事

ア　入札及び契約手続の運用状況に関する報告

イ　抽出案件に関する審議

＜市長部局＞

建設工事

- 一般競争入札　５件／対象案件　５６件
- 指名競争入札　０件／対象案件　２７件
- 随意契約　３件／対象案件　５件

業務委託

- 指名競争入札　２件／対象案件　２１件
- 随意契約　０件／対象案件　０件

＜上下水道部＞

建設工事

- 一般競争入札　０件／対象案件　１６件
- 指名競争入札　０件／対象案件　６件

・随意契約　　０件／対象案件　　０件
業務委託
・指名競争入札　０件／対象案件　　４件
・随意契約　　０件／対象案件　　１件

ウ　次回抽出委員の指名

エ　その他

議事の概要

ア　入札及び契約手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、令和５年１月１日から令和５年６月３０日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、事務局から回答し、了とされた。

【質疑応答】

委　員：　総合評価方式による入札が４件あるが、過去の案件を見ても道路工事が多い。総合評価方式は、価格と技術を総合的に判断し市民の利益になるようにと取り入れていると思うが、なぜ道路工事に偏っているのか。

事務局：　本市の総合評価は、埼玉県の基準に準拠している。市の発注状況等から考え、土木工事が評価の点において、条件を示しやすいため多い。今後は、建築等の他の分野についても取組を検討していきたい。

委　員：　市民の福祉や利益の向上に繋がるよう、道路工事だけでなく多くの分野においても、総合評価方式の入札を取り入れていただきたい。

イ　抽出事案に関する審議

下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

＜市長部局＞

事案１・・・熊谷市立吉岡小学校教室棟（西）外部改修建築工事【一般競争入札】

【質疑応答】

なし。

事案２・・・熊谷市江南体育館耐震補強建築工事【一般競争入札】

【質疑応答】

なし。

事案３・・・公園灯ＬＥＤ化整備工事（その１）【一般競争入札】

事案４・・・公園灯ＬＥＤ化整備工事（その２）【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　工事場所として（その１）の地区が選ばれた理由はあるのか。

事務局：　公園灯ＬＥＤ化整備工事は、令和４年度から５か年の計画を作り今年

度は２年目になる。１年目は市の中心部。今年度は西部地区を行う計画から、今回の発注となった。来年度以降も大規模公園、北部、南部地区と順次進めていく。

委　員：　（その２）の中に、肥塚地区（市中心地区）が入っているが、なぜか。

事務局：　毎年の整備件数の調整から、今年度の計画の中に肥塚地区を含めた。

委　員：　基本的に、人口の多い地区の公園を中心に進めているのか。

事務局：　利用の多い都市公園（市内１４３か所）を中心に進めている。

委　員：　５か年の中で、１４３か所をＬＥＤ化すると言うことか。

事務局：　１４３か所全てに照明灯が設置されているわけではない。また、指定管理者が施設管理を行っている公園は、指定管理者に修繕をお願いしている。

事案５・・・市道１３７号線舗装打替工事【一般競争入札（総合評価方式）】

【質疑応答】

委　員：　Ｐ１３の評価結果表のクの（エ）保有する資格の配点で、３番の事業者は０点となっているが、Ｐ１０の入札参加資格では、「２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」を配置としている。資格が０点の業者は、もともと入札に参加できないのでは。

事務局：　今回の（エ）の保有する資格は、Ｐ１２のクの（エ）に記載のとおり、この工事に「一級土木施工管理技士」を配置できるかを求めており、配置できると回答した２者については１点を加点している。

委　員：　Ｐ１３の評価結果表のアの（イ）施工実績で、１番の事業者が０点となっている。同者は過去１０年間で同等の施工実績を有していると思うが、なぜ０点なのか。

事務局：　今回の工事は、陸橋の舗装打替工事となり伸縮接手の工事が含まれるため、Ｐ１２のアの（イ）に記載のとおり、「伸縮接手工を含む橋りょう（又はボックス）の舗装及び修繕工事」の施工実績があったかを求めており、実績のあった２者については１点を加点している。

委　員：　評価項目の詳細な条件は、契約課で決め事業者に提示しているのか。

事務局：　評価項目の詳細については、入札公告の添付資料に掲載している。

委　員：　添付の位置図を見ているが、今回の工事に橋りょうがあるのか。

事務局：　位置図のＢ工区、Ａ工区が佐谷田陸橋の登り口で、埋設型のジョイント工が必要となり、技術能力を判断するため、評価項目とした。

委　員：　今回は、先程の施工実績や、キの（ア）難工事完了実績で評点がある２者ではなく、評価点が０点の１番の事業者が結果的に落札しているのは、総合評価としてはおかしいのではないか。

事務局：　今回、技術評価点で一番高かったのは、２番の事業者であったが、入札額が高かったため、落札できなかった。

委　員：　技術力の評価により落札者を決めるのが総合評価ではないか。技術力を伴った事業者が施工しなければ、市民生活に影響が及ぶことになる。施工実績も難工事完了実績もない事業者が落札することは、合理性に欠けるような気がする。

事務局：　総合評価は、技術評点と入札額の両面を勘案して決めている。

事務局：　総合評価の基本理念として、技術力が優れている点が重要ではあるが、品確法では経済性も配慮しつつ価格以外の多様的な部分についても考慮するとしており、市としては両面を同等に見ている。

委　員：　今回、応札された事業者は技術力等に優れていることは、施工実績から分かっている。複雑な総合評価方式を採用するのではなく、一般の競争入札の方が分かりやすいのではないか。

市として、総合評価方式の入札を何パーセント以上採用する等の目標値があるのか。

事務局：　目標値は定めていない。今後多くの工事に採用して行きたいとは考えている。

委　員：　総合評価方式は、市だけでなく事業者にも多くの負担が生じる。現状、人材は減り仕事量は増えている中で、効率性や経済性を考えると、一般の競争入札で十分ではないか。これまでも、落札した事業者がしっかりと工事を完了しているので、市として検討してもらいたい。

委　員：　総合評価方式は粛々と進めるべきものと考える。地域の事業者の育成という面から、多くの評価項目を設け、通信簿ではないが技術力を判断する物差しが必要で、評価項目が分かっていれば事業者は、それをクリアするために技術力の向上に努めることにもなる。

委　員：　Ｐ１３の評価結果表のコの（ウ）障害者雇用について確認したい。これまでこの評価項目で加点されていた事業者はあまり無いと思う。市内の事業者は、障害者を雇用していないということか。

事務局：　「障害者の雇用促進等に関する法律」の 法定雇用率に１ポイントを加えた率で障害者を雇用している場合に加点される。法定雇用率を達成しているだけでは加点されないことになる。

委　員：　障害者は雇用しているが、加点されるためのハードルは高いと理解した。

委　員：　Ｐ１３の評価結果表のキの（ア）難工事完了実績の「難工事」の基準は。

事務局：　市が難工事として発注した工事で、主に橋りょう修繕工事になる。過去５年間の完了実績件数に応じ、３点（３件)、２点（２件)、１点（１件）が加点される。

委　員：　事案５の工事は、難工事となるのか。

事務局：　難工事としては発注していない。

委　員：　今回の抽出事案の中に難工事はあるか。

事務局：　難工事の事案はない。

委　員：　難工事の指定条件は。

事務局：　受注意欲の低い工事や、難しい工事等の条件を勘案して指定している。

委　員：　Ｐ１３の評価結果表のサの（イ）多様な働き方実践企業の認定で、加点にばらつきがある。この項目は埼玉県の基準を採用しているのか、それとも市独自の基準を設けているのか。

事務局：　本市の総合評価方式のマニュアルは、埼玉県のものを準用している。評価項目では多様な働き方実践企業の認定として、埼玉県の「多様な働

き方実践企業」のプラチナ 又はゴールド認定を受けている場合は１点、シルバー 認定を受けている場合は０．５点を加点し評価している。

委　員：　それぞれの事業者が埼玉県の認定を受けているということか。

事務局：　１番の事業者がプラチナ、２番の事業者はシルバー、３番の事業者はゴールドの認定を受けている。

委　員：　総合評価方式のガイドラインは毎年見直されているのか。

事務局：　毎年見直しを行っている。令和５年度も７月１日付で改正しているので、改めて委員の皆様にお渡ししたい。

事案６・・・熊谷市立玉井中学校プール解体工事【随意契約】

【質疑応答】

委　員：　プールを解体した理由は。

事務局：　老朽化が進み、暫く利用されてなく、近隣の玉井小学校のプールを利用し授業を行っていた。

老朽化した市内の学校プールは、計画的に順次解体を進めている。

委　員：　解体後、プールを新設するのか。

事務局：　プールの新設は考えていない。

委　員：　解体後の敷地の利用方法は。

事務局：　砂利敷きの駐車場として利用している。

委　員：　随意契約の理由を見ると、応札額が厳しかったようだが、それぞれの予定価格は。

事務局：　１回目の入札は、予定価格が２２，９４６，０００円で応札額が予定価格を超過したため中止、２回目は予定価格が２３，０２３，０００円で応札額が予定価格を超過したため中止、３回目は予定価格が２３，０２３，０００円で応札額が予定価格を超過したため中止。

３回目に応札のあった、事業者と見積合わせを実施し、随意契約となった。

委　員：　３回入札を行っているが、それぞれの応札者数は。

事務局：　１回目は、２者申し込があり１者が辞退。２回目は、３者申し込みがあり２者が辞退。３回目は３者申し込みがあり１回目で１者辞退、２回目の再入札でもう１者が辞退となった。

委　員：　随意契約の理由としては、２回目（再度）の入札に付しても落札者がいないときとしているが、今回３回目の入札を実施している。熊谷市は随意契約へ進むルールとして３回目以上という決まりがあるのか。

事務局：　規定上は、２回目（再度）の入札後であれば随意契約は可能。ただ、今回２回目の入札で、予定価格と応札額に大きな開きがあり、見積り合わせを行っても契約が成立しないとの判断から、３回目の入札を実施した。

委　員：　状況に応じた判断と理解した。

事案７・・・令和４年度火葬炉附帯設備修繕工事（風圧レギュレーター交換）【随契契約】

事案８・・・令和５年度火葬炉附帯設備修繕工事【随意契約】

【質疑応答】

委　員：　資料１　Ｐ６で、入札又は契約方法欄で事案７は「随契」、事案８は「随意」となっているが、同じ方法と解釈してよいか。

事務局：　同じである。

委　員：　事案７と事案８は、同じ火葬炉附帯設備修繕工事であるが、事案７は令和４年度、事案８は令和５年度と、小規模な修繕工事を先に行い、その後に大規模な修繕工事を行っている。通常は大規模な修繕工事後で不具合等があったため、小規模な修繕工事を行うと思う。今回の随意契約は、事案７に付随して事案８が随意契約されたのか。それとも事案８は、まったく新しい事案として随意契約されたのか。

事務局：　火葬炉の附帯設備工事は老朽箇所を事前に判定し、不具合の状況から、年度ごとに修繕箇所を決め予算を確保し実施している。

令和４年度は、事案７の工事の前に事案８と同様の大規模修繕工事を行っている。その中で、現在の社会情勢の影響から部品調達が遅れ、工事ができなかった部分で、優先順位の高い風圧レギュレーター交換を年度末に実施した。

同じく入手が困難であったガス流量計は、供給体制が改善されたことから、令和５年度の工事として交換作業を実施している。

事案９・・・上之建物調査等業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　建物の何を調査するのか。

事務局：　土地区画整理事業の中で、移転をしていただく方の建物や立木、工作物の移転のための補償金を算定するための調査となる。

個々の家庭に訪問し、家屋の構造や立木、工作物の設置状況や数量等を詳細に調査し、図面に起こすとともに、国や県の単価に基づき移転に必要な補償金を算定し、一冊の台帳にまとめる。

委　員：　この事案の必要な指名業者数は６者以上で、対象となる市内業者は７者あり指名基準は満たしている。なぜ、市内代理の５者を加えたのか。市内業者の育成の観点から矛盾するのではないか。また、この事案は、熊谷市建設工事請負等指名業者選定等委員会の対象である。市の幹部から意見等は出されなかったのか。

事務局：　熊谷市建設工事請負等指名業者選定等委員会では、市内業者だけでよいのではないかとの意見は出された。しかし、過去の同様な入札において、応札した市内業者が少なく、競争性の確保の観点等を総合的に判断し決めた。

事務局：　市内本店を原則として進めているが、過去の応札状況等から、入札が成立できるよう、実績のある市内代理を入れることもある。

委　員：　入札の成立が第一で、市内経済の活性化や市内業者の育成はその後との考え方か。

事務局：　市内本店が原則だが、今回と同様の入札案件で、応札者が少なく入札が成立しないことが続き、工期等にも影響するため、対象業者数がぎりぎりの場合は、市内代理を加えることもある。

委　員：　川口市では、対象業者数が充足しているのであれば、市内業者以外は

入れないスタンスであった。発注する工事等は税金で賄われ、市内業者が落札することにより、会社はもとより従業員の給与も増え、税収が上がることの考えからである。

事務局：　調査測量設計をはじめ多くの業界で、人材不足の課題に直面している。そのため一定の時期になると、事業者の受注の余力が無くなり、市の事業計画の進捗に影響することになる。

市内業者を中心としながらも、入札が成立しないことによる事業の遅れ等の影響も考え、総合的に判断し指名業者の範囲を決めている。

委　員：　今後は、対象事業者数が充足しているのであれば、市内本店事業者のみでの対応としていただきたい。

事案１０・・・市道１３８号線道路詳細設計業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　請負率が低い理由が分かるか。

事務局：　今回の業務委託は、市が進めている「道の駅」の関連事業の道路整備になる。令和４年度に「池上地区「道の駅」関連道路整備事業用地測量・物件調査業務委託」を発注し、落札したのが今回の事業者であった。そのため現場の状況を熟知していることから、入札額が低かったと推測される。

委　員：　最低制限価格が設定されるのは、どのような場合か。

事務局：　業務委託は、最低制限価格は設定していない。最低制限価格を設定するのは、１３０万円以上の工事になる。

１，０００万円以上の業務委託の場合は、調査基準価格を設定している。調査基準価格を下回った場合は、事業者に事業の実施が可能かヒアリングを行った後で、落札を決定している。

【議事全般にわたる意見等】

なし。

ウ　次回抽出委員の指名

次回の委員会において、抽出事案を選定する委員を指名した。

エ　その他

次回の委員会の開催予定について説明した。

【次期委員の委嘱について提案あり】

委　員：　来年度以降の委員の委嘱を、４月１日から２年間としていただきたい。現在は、７月１日からの委嘱となっているため、４月から３か月間空白の期間が生じる。委員の職務の中に入札談合情報への対応等があり、この委員会の設置目的からも期間の変更をお願いしたい。

事務局：　検討したい。

以上で、閉会となった。